

**UCOM光
050Phone
サービス規約**

平成30年10月15日版

アルテリア・ネットワークス株式会社

第1章 総則

(規約の適用)

- 第1条** アルテリア・ネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定に基づき、この『UCOM光 050Phone サービス利用規約』（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより 050Phone サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

(規約の変更)

- 第2条** 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

- 第3条** 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	伝送の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 特定協定事業者	(1) 東日本電信電話株式会社 (2) 西日本電信電話株式会社
5 アルテリア・ネットワークス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル（IP）により符号または映像の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備のこと
6 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてIPにより符号または映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備
7 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行なうための電気通信回線設備
8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続（事業法第32条に基づく接続をいいます）に係る電気通信設備の接続点
9 契約回線	当社との利用契約に基づいて、当社と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備のこと
10 利用回線	相互接続点を介してアルテリア・ネットワークス網と相互に接続する電気通信設備であって、特定協定事業者のIP通信網サービスに係る契約に基づいて相互接続点と契約者が指定する場所との間に設置されるもの
11 オフィスサービス	当社の『UCOM光 オフィスサービス契約約款』に定める、アルテリア・ネットワークス網を使用して行う電気通信サービスであって、主として法人が利用するもの（ただし、本規約上ではコース2からコース5およびコース7からコース10のサービスに限ります。）

12 フレッツ・アクセス	当社の『UCOM光 フレッツ・アクセスサービス契約約款』に定める、利用回線から相互接続点を經由して、アルテリア・ネットワークス網と相互に接続し、電気通信サービスを利用できるもの（ただし、本規約上では、コースA-WPF-0～8、A-WPM-0～8、B-WPF-0～8、B-WPM-0～8およびRコースを除くサービスに限ります。）
13 光アクセス(N)	当社の『UCOM光 光アクセス(N) サービス契約約款』に定めるコース（ただし、本規約上では、動的に割り当てられたグローバルIPアドレスを1個利用できるコースを除きます。）
14 IP電話	IP通信網および電話網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、主として通話の用に供するもの
15 050Phoneサービス	「050」で始まる電話番号を使用し、音声通話サービスを受けることができるIP電話サービス
16 UCOM光サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
17 利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
18 契約者	当社と利用契約を締結している者
19 端末設備	契約回線および利用回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内にあるもの
20 自営端末設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
21 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 自営端末設備等	自営端末設備および自営電気通信設備
23 技術基準等	端末設備等規則（昭和六十年四月一日郵政省令第三十一号）で定める技術基準および当社が総務大臣の登録を受けて定めるUCOM光サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
24 消費税相当額	消費税法（昭和六十三年十二月三十日法律第百八号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
25 ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度の当社負担費用を本サービスの契約者に対し請求する際に用いる名称

第2章 サービス

（サービスの対象）

第4条 当社は、次の場合を除き、オフィスサービスおよびフレッツ・アクセスの契約者に本サービスを提供します。

- (1) 既に、『UCOM光 オフィスサービス契約約款』に定める付加サービスとしてIP電話サービスを利用しているとき。
- (2) 当社が、本サービスの提供が不可能と判断したとき。

（提供区域）

第5条 本サービスは、当社が定めるオフィスサービスおよびフレッツ・アクセスの提供区域において提供します。

(営業時間)

第6条 本サービスを利用できる時間は、当社が定めるオフィスサービスおよびフレッツ・アクセスの利用できる時間とします。

(サービスの種類)

第7条 当社は、本サービスにおいて次の種類の音声通信サービスを提供するものとします。

種類	内容
網内通信	契約回線から発信する通信であって、次の間で行われるもの (ア) 契約回線相互間 (イ) 契約回線と当社の直加入サービス (IP接続サービスを除きます。)に係る電気通信設備との間
国内通信	契約回線から発信し、本邦内に終始する通信であって、網内通信、当社IP電話網通信、携帯電話着信通信およびPHS着信通信以外のもの
携帯電話着信通信	契約回線から発信し、携帯電話設備 (電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)との間で行われる通信
PHS着信通信	契約回線から発信し、PHS設備 (電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)との間で行われる通信
国際通信	契約回線から発信し、本邦と外国 (インマルサットシステムに係る地球移動局 (海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)) を含みます。) との間で行われる通信
備考	1 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。 2 緊急通報用電話は、発信することができません。

第3章 契約

(利用契約の単位)

第8条 当社は、1 契約回線および 1 利用回線ごとに 1 の利用契約を締結します。この場合、契約者は、1 の利用契約につき 1 人に限ります。

(利用契約申込みの方法)

第9条 利用契約の申込みは、当社所定の契約申込書を、契約事務を行うUCOM光サービス取扱所に提出することにより行うものとします。

(利用契約申込みの承諾)

第10条 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の契約申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき

- (3) 契約者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 第35条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき
 - (6) 契約者が暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団またはこれらに準ずる反社会的な集団または個人（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
- 4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ契約者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

（提供開始日および最低利用期間）

- 第11条** 本サービスの提供開始日は、契約者が、当社が指定する自営端末設備等の設置を行い、通信状況を確認した日とします。
- 2 本サービスの最低利用期間は、本サービスの提供開始日を含む翌月の1日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除があった場合、当社が定める支払期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

（利用契約の移転）

- 第12条** 契約者は、同一建物内に限り、本サービスの利用契約の移転を請求することが出来ます。
- 2 当社は、第1項の請求があったときは、第10条（利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 同一建物外への移転に際しては、本サービスの利用契約の解除を行い、移転先住所で新たに利用契約の申込みをして頂きます。この場合、第11条（提供開始日および最低利用期間）第3項の規定については適用いたしません。
- 4 前項の場合、移転前の利用契約と移転後の利用契約で最低利用期間の引継ぎは行われず、新たな本サービスの提供開始日となる、自営端末設備等の設置を行い、通信状況を確認した日から起算して1年間を新たな最低利用期間とします。

（契約者が行う利用契約の解除）

- 第13条** 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、利用契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、その旨をUCOM光サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

（当社が行う利用契約の解除）

- 第14条** 当社は、第22条（提供停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することができます。
- 2 当社は、契約者が第22条（提供停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、その利用契約を解除することができます。
- 3 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合、その利用契約を解除することができます。
- (1) 契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。
 - (2) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
 - (3) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
 - (4) 契約者自ら、または第三者を利用して、当社名誉、信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。

- (5) 契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

第4章 付加サービス

(付加サービスの提供)

第15条 当社は、契約者が付加サービスの提供を希望する場合は、次の場合を除いて、その旨をUCOM光サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただくことで、料金表に定めるところにより付加サービスを提供します。

- (1) 付加サービスの提供を請求した契約者が、付加サービスの料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (2) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき
- 2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

(付加サービスの変更)

第16条 当社は、契約者が付加サービスの変更を希望する場合は、次の場合を除いて、その旨をUCOM光サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただくことで、変更を行います。

- (1) 付加サービスの変更を請求した契約者が、付加サービスの料金の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (2) 付加サービスの変更が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき
- 2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

(付加サービスの解除)

第17条 当社は、契約者が付加サービスの解除を行おうとするときは、解除を希望される日の1ヶ月前までに、その旨をUCOM光サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

- 2 当社は、契約者がその利用契約を解除し、または解除されたときは、当該利用契約に係る付加サービスを解除します。

第5章 設備等

(IP電話用ゲートウェイのレンタル)

第18条 当社は、本サービスの提供に必要な IP 電話用ゲートウェイを別記に基づき、契約者にレンタル（賃借）提供します。ただし、当社が指定する IP 電話用ゲートウェイを契約者が別途手配して本サービスを利用することもできます。

(自営端末設備の接続)

第19条 契約者は、その契約回線および利用回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約回線および利用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に規定する登録認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- (1) その接続が技術基準等に適合しないとき
 - (2) その接続が電気通信設備（当社の電気通信設備に限ります。以下この条において同じとします。）を損傷し、またはその機能に障害を与えると当社が判断したとき
 - (3) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき
- 3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前 2 項の規定に準じて取り扱います。

- 4 契約者は、その契約回線等および利用回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、その旨を当社に通知していただきます。

(自営電気通信設備の接続)

- 第20条** 契約者は、その契約回線および利用回線の終端においてまたはその終端に接続されている当社の電気通信設備を介して、その契約回線および利用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しないとき
 - (2) その接続が電気通信設備（当社の電気通信設備に限ります。以下この条において同じとします。）を損傷し、またはその機能に障害を与えると当社が判断したとき
 - (3) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき
 - 3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。
 - 4 契約者は、その契約回線および利用回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、その旨を当社に通知していただきます。

第6章 提供中止および提供停止

(提供中止)

- 第21条** 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- (1) オフィスサービスおよびフレッツ・アクセスの提供中止が行われたとき
 - (2) 本サービスを利用して特定の契約回線およびフレッツ・アクセス用通信回線から、多数の不完了呼（相手方の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳するおそれがあると当社が判断したとき
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(提供停止)

- 第22条** 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
- (1) オフィスサービスおよびフレッツ・アクセスの提供停止が行われたとき
 - (2) 第35条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供停止をするときは、あらかじめその理由、提供停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、前項第2号により提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 3 第1項の規定により回線の帯域制限および停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。

第7章 料金等

(料金)

- 第23条** 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、付加サービス利用料、一時金、IP電話用ゲートウェイに係る利用料、ユニバーサルサービス料、および従量料金に係るものとし、料金表、および料金表別表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

- 第24条** 契約者は、本サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して利用契約の解除があった日の属する暦月の末日までの期間（本サービスの提供開始日の属する暦月と解除があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。）について、料金表に規定する基本利用料（料金表に規定する従量料金に係るものを除きます。）の支払を要します。
- 2 契約者は、付加サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して利用契約の解除または、付加サービスの解除があった日の属する暦月の末日までの期間（付加サービスの提供開始日の属する暦月と解除があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。）について料金表に規定する付加サービス利用料の支払を要します。
 - 3 契約者は、本サービスの提供開始日から起算して利用契約の解除があった日の属する暦月の末日までの期間（本サービスの提供開始日の属する暦月と解除があった日の属する暦月が同一の暦月である場合は、その暦月とします。）について料金表に規定する従量料金に係るものの支払を要します。
 - 4 契約者は、IP 電話用ゲートウェイのレンタルサービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して IP 電話用ゲートウェイのレンタルサービスの解除があった日の属する暦月の末日までの期間について、料金表に規定する IP 電話用ゲートウェイレンタル料の支払を要します。
 - 5 契約者は、本サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の初日から起算して利用契約の解除があった日の属する暦月の前月の末日までの期間について、料金表に規定するユニバーサルサービス料の支払を要します。
 - 6 前項の期間において、契約者の希望により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料、付加サービス利用料、一時金、ユニバーサルサービス料、および従量料金についても、本サービスを利用できなかった期間中につき支払を要します。
 - 7 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（債権の譲渡）

第25条 当社は、本規約の規定により、支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部または一部を当社が第三者に譲渡することがあります。

（割増金）

第26条 契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（遅延損害金）

第27条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

（料金の再請求）

第28条 当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます。

第8章 保守

(契約者の維持責任)

第29条 契約者は、自営端末設備等を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 契約者は当社が、自営端末設備等の一部稼働停止、設置操作等を申入れた場合、協力するものとします。

(契約者の切分責任)

第30条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、自営端末設備等に故障その他の原因のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、UCOM光サービス取扱所において通話試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、当社より係員を派遣することはありません。

第9章 料金の減額

(料金の減額)

第31条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の料金の減額請求に応じます。また、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金の減額請求に応じます。

(天災または事変等による減額の不適用)

第32条 当社は、天災または事変等その他当社の責めによらない事由により、本サービスが全く利用できない状態となる場合において、前条（料金の減額）の規定は、適用いたしません。

(免責)

第33条 当社は、本規約等の変更により自営端末設備等の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

2 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しません。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

第34条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、本規約において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第35条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 本サービスの利用にあたって、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信（料金表に規定する国際通信をいいます。）を、外国から発信する形態に転換することによ

って通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる下表の方式のものを利用し、または他人に利用させないこと

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、契約者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに対応することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

- (2) 本サービスの利用にあたって、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと
- (3) 違法にまたは公序良俗に反する態様で、電話サービス等を利用しないこと
- (4) 前各号のほか、本サービス等に係る当社の業務に妨害を与える行為をしないこと

(通信の秘密の保護)

第36条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制的処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」といいます。）第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で通信の秘密に関する情報の一部を提供することがあります。

(個人情報等の保護)

第37条 当社は、申込者等の同意を得て個人情報等（本サービスの提供に関連して知り得た契約申込者の個人情報であって、前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。）を利用する場合を除き、その個人情報等を第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとし、

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制的処分等が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、また、プロバイダ責任制限法第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約申込者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(プログラム複製等の禁止)

第38条 契約者は、本サービスにおいて提供される機器の一部を構成するプログラムがある場合、そのプログラムに関して次の行為はしないものとします。

- (1) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用权を設定し、または複製し、第三者に使用させること
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること
 - (3) プログラムを変更または改作すること
- 2 契約者は、プログラムの保管あるいは使用に起因して損害が発生したときは、一切の賠償責任を負い、当社に何等の負担はかけないものとします。

(合意管轄)

第39条 当社は、契約者と当社の間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(閲覧)

第40条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供
しません。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う基本利用料、付加サービス利用料、ユニバーサルサービス料および IP 電話用ゲートウェイのレンタル月額料金（以下「基本利用料等」という）は、暦月に従って計算します。

(利用料金の日割)

- 2 当社は、基本利用料等につき利用日数に応じた日割はしません。

(端数処理)

- 3 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、料金表別表（従量料金額）に定める料金については、暦月ごとおよび通信の区分ごとに定める額を計算し、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合に限り、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払)

- 4 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、当社が定める支払期日までに、指定の UCOM 光サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。この場合において、契約者は、振込手数料を負担していただきます。

(消費税相当額の加算)

- 5 本規約の規定により料金その他の債務の支払を要するものとされている額は、料金表に定めるものとし、消費税相当額を加算した額を請求するものとします。
ただし、「料金表第 1 表（基本利用料）第 1-1（適用）」に規定する最低利用期間内に利用契約の解除等があった場合の料金およびその他料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

第1表 基本利用料

第 1-1 適用

区分	内容
最低利用期間内に利用契約の解除等があった場合の料金の適用	契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除があった場合は、第24条（料金の支払義務）および料金表の規定にかかわらず、残余期間に対応する基本利用料の額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払っていただきます。

第 1-2 本サービス

本サービス (当社の『直加入サービス契約約款』に規定するIP電話サービスを使用して行う電話サービス)	従量料金に係るもの	料金表別表に規定
備考 1 本サービスは、下表の機能およびサービスを提供します。		
区分		単位
チャンネルサービス (電話番号を1つ付与し、同時通話可能数を1つ追加するもの)		2チャンネル
着信転送サービス (本サービスを利用する契約回線および利用回線に着信する通話を、自動的に、他の契約回線および利用回線等（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に転送することができる機能。また契約者の申出により契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）から着信する通話のみを転送する機能（以下「指定呼転送サービス」といいます。）		1電話番号
代表サービス (2以上のチャンネルについて、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、通信中でない、いずれか1のチャンネルに接続することができるもの)		1代表
発信者電話番号通常通知（通常非通知）機能 (この機能を利用する契約回線および利用回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、その契約回線等の電話番号を着信先の契約回線および利用回線等へ通知する（しないようにする）機能)		
発信者番号非通知（184） (この機能を利用する契約回線および利用回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、その契約回線および利用回線等の電話番号を着信先の契約回線および利用回線等へ通知しないようにします。)		

<p>発信者番号通知（186）</p> <p>（この機能を利用する契約回線および利用回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、その契約回線および利用回線等の電話番号を着信先の契約回線および利用回線等へ通知します。）</p>	
<p>発信者番号表示機能</p> <p>（この機能を利用する契約回線および利用回線（第3種IP通信サービスに限ります。）へ通知される発信電話番号等を受信することができる機能）</p>	
<p>通話明細照会</p> <p>（電子媒体による通信明細（通知する暦月の前3ヶ月までの通信料金（網内通信に係るものを除きます。））を閲覧に供する機能）</p>	

2 本サービスは、当社が指定する自営端末設備等により通信を行う場合に限り提供します。

3 電話番号の付与

- ① 当社は、1チャンネルごとに1電話番号を付与します。
- ② 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、①の規定により付与した電話番号を変更することがあります。
- ③ ②の規定により、電話番号を変更する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

4 1利用契約において利用することができるチャンネルの数の上限は、8チャンネルとします。

5 通信時間の測定等

通信時間の測定等は、次のとおりとします。

- ① 通信時間は、契約回線および利用回線とその他の電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社および別記1に定める当社の課金システムにより測定します。
- ② 回線の故障等通信を発信者または着信者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、①の通信時間には含みません。

6 当社および別記1に定める当社の課金システムの故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。

- ① 過去1年間の実績を把握することができるとき
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する暦月の前12ヶ月の各月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
- ② ①以外るとき
把握可能な実績に基づき①に準じて算出した額

7 発信電話番号通知

- ① 本サービスを利用して契約回線および利用回線から発信する通信については、その契約回線および利用回線の電話番号を着信先の電気通信設備へ通知します。
ただし、次の通信については、この限りではありません。
ア 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
イ 発信電話番号非通知の設定を行っている契約回線および利用回線から行う通信（通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）
ウ その他別記1に定める当社が別途定める通信

- ② ①の場合において、当社は、電話番号を着信先の電気通信設備へ通知するまたは通知しないに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) 本サービスを利用する契約者は、10の規定による通知を受けた電話番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

8 発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更

- ① 本サービスを利用する契約者は、発信電話番号通知または発信電話番号非通知の設定の変更の請求をすることができます。
- ② 当社は、①の請求があったときは、第10条（利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

9 本サービスの利用の制限

- ① 当社は、契約者が本サービスに係る契約回線および利用回線において、その契約回線および利用回線を保留したまま放置し、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させるおそれがあるときは、その契約回線および利用回線に係る本サービスの利用の制限を行うことがあります。
- ② ①の規定により、利用の制限を行うときは、当社は、その契約者にあらかじめその旨を通知します。
- ③ 国際通信の取扱いについては、次に示す通信制限を実施します。
- (1)料金表別表第5項「国際通信に係るもの」に定める国への通信は、予め同項に定める内容にて付加サービス「国際接続規制」を適用し、通信を制限、または中止します。ただし、契約者から同項適用の解除の申込みを受けた場合は、この限りではありません。
- (2)契約者の国際通信利用において通信に関する料金の著しい増加が想定される事態を発見したとき、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
- (3)国際通信が第三者によって不正に利用されていると判断した場合、国際通信の全部または一部の利用を制限または中止することがあります。
- (4)国際通信の取扱いについて、外国の法令および外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

10 電子媒体による通信明細の閲覧サービス

- ① 当社は、その契約者に係る通信料金について、通信料金データ蓄積装置（通信料金情報を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、通信料金情報を閲覧に供する（以下「電子媒体による通信明細の閲覧サービス」といいます。）取扱いを行います。
- ② 当社は、1の利用契約ごとに電子媒体による通信明細の閲覧サービスを行います。
- ③ 通信料金データ蓄積装置に登録される通信料金情報は、閲覧に供する暦月の前3ヶ月までの通信料金（網内通信に係るものを除きます。）の額とします。
- ④ 当社は、電子媒体による通信明細の閲覧の取扱いを受けている契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合には、この取扱いを廃止します。

第1-3 料金額

料金種別	単位	料金額
コース1	1契約回線および1利用回線ごとに月額	1,000円

第2表 付加サービス利用料

第2-1 付加サービス利用料

代表サービス (2以上のチャンネルについて、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、通信中でない、いずれか1のチャンネルに接続することができるもの)	1契約回線および1利用回線ごとに月額	無料
代表番号通知サービス (本サービスを利用する契約回線および利用回線から行う通話について、その契約回線および利用回線の電話番号に替えて、代表電話番号を着信先へ通知するもの)	1電話番号ごとに月額	無料
備考 本サービスは、代表サービスを利用している契約者に限り提供します。		
追加チャンネルサービス (電話番号を1つ付与し、同時通話可能数を1つ追加するもの)	1追加サービスごとに月額	500円
備考 本サービスにおいて追加することができるチャンネル数は8チャンネルまでとします。		
追加番号サービス (契約回線および利用回線に着信があった場合に、契約回線および利用回線等の電話番号または追加番号(当社がその当社契約回線および利用回線に付与した電話番号以外の番号をいいます。)の情報を、その契約回線および利用回線等に接続される端末設備または自営電気通信設備に送出する機能)	1電話番号または1追加番号ごとに月額 (最大番号数は基本本サービス、追加サービスとあわせて40番号までとします)	300円
備考 1 契約回線および利用回線等において代表サービスを利用している場合には、ダイヤルイン機能をその代表機能を利用している全ての当社契約回線等で利用する場合に限り提供します。 2 追加番号により行う通話については、当社は、その追加番号を当社契約回線等の電話番号とみなして料金の算定を行います。 3 追加番号に関するその他の提供条件については電話番号の場合に準ずるものとします。		
追加番号任意発信通知サービス (本サービスを利用する契約回線から行う通話について、その契約回線の電話番号に替えて、追加番号を着信先へ通知するもの)	1電話番号ごとに月額	100円
備考 本サービスは、代表サービスを利用している契約者に限り提供します。		
国際接続規制 (国際電話の発信規制をかける機能)	1契約回線および1利用回線ごとに月額	無料

<p>着信転送サービス</p> <p>(本サービスを利用する契約回線および利用回線に着信する通話を、自動的に、他の契約回線および利用回線等(当社が別に定めるものに限り、以下この欄において同じとします。)に転送することができる機能。また契約者の申出により契約者が指定した電話番号等(当社が別に定めるものに限り、以下、「指定呼転送サービス」といいます。))</p>	<p>1電話番号ごとに月額</p>	<p>100円</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本サービスに係る通話については、発信者からこの機能を利用している契約回線および利用回線への通話と、この機能を利用している契約回線および利用回線から転送先の契約回線および利用回線等への通話の2の通話として取り扱います。この場合の通話時間については、転送先に転送して通話ができる状態とした時刻に双方の通話ができる状態にしたものとして測定します。 2 本サービスを利用する場合、転送元の電話番号が転送先に通知される場合があるほか、本サービスに係る転送先から、その転送される通話について間違い電話のため、その転送が行われないうようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。 3 指定呼転送サービスにおいては、あらかじめ登録した電話番号等または登録した電話番号等以外の番号を指定して転送することができます。この場合において登録できる電話番号等の数は、1の契約回線および利用回線につき30番号とします。 		
<p>自動応答サービス</p> <p>(本サービスを利用する契約回線および利用回線に着信する通話の発信者に対し、不在の旨等を案内する機能)</p>	<p>1契約回線および1利用回線ごとに月額</p>	<p>500円</p>
<p>非通知着信拒否サービス</p> <p>(本サービスを利用する契約回線および利用回線へ発信電話番号等が通知されない通話(通話の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通話または発信電話番号非通知機能の提供を受けている契約回線および利用回線から行う通話(当社が別に定める方法により行う通話を除きます。その他発信者とその発信電話番号等を通知しない通話に限り、以下、「非通知着信拒否サービス」といいます。))に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能)</p>	<p>1契約回線および1利用回線ごとに月額</p>	<p>350円</p>
<p>備考 当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p>		

<p>指定番号着信拒否サービス</p> <p>(本サービスを利用する契約回線および利用回線へ、契約者があらかじめ設定した電話番号からの着信を拒否するサービス。拒否された電話番号からの発信に対しては、その発信電話番号からの通話はおつなぎできない等の通知を自動的に応答する機能)</p>	<p>1契約回線および1利用回線ごとに月額</p>	<p>550円</p>
<p>備考</p> <p>1 当社は、拒否された電話番号からの発信に対しては、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>2 本サービスにおいて登録することができる最大電話番号数は、30番号までとします。</p>		
<p>迷惑電話拒否サービス</p> <p>(迷惑電話を防止したい旨の申出があった契約者のために、登録応答装置(その契約回線および利用回線の契約者が指定した加入電話の電話番号等(当社が別に定めるものに限ります。))を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、直加入サービス取扱所内に設置される装置をいいます。)を利用して提供する機能)</p>	<p>1契約回線および1利用回線ごとに月額</p>	<p>550円</p>
<p>備考</p> <p>1 契約者は、1の契約回線および利用回線につき1の登録応答装置を利用していただきます。ただし、代表サービスを利用している場合は、その代表サービスを利用しているすべての契約回線および利用回線において1の登録応答装置を共用して、この機能を利用していただきます。</p> <p>2 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>3 当社は、現に登録中の番号に係る契約回線および利用回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>5 当社は、現に登録中の番号に係る契約回線および利用回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>6 本サービスにおいて登録することができる最大電話番号数は、30番号までとします。</p>		
<p>障害時転送サービス</p> <p>(契約回線および利用回線、自営端末設備の事由により、通話の着信が困難になった場合、着信する通話を自動的に他の契約回線および利用回線等(当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)に転送することができる機能。)</p>	<p>代表電話番号ごとに月額</p>	<p>無料</p>

第3表 IP電話用ゲートウェイに係る料金

第3-1 IP電話用ゲートウェイに係る料金（BRI）

種別	台数	料金額
レンタル料金	1台ごと	6,500円
レンタル料金に含まれるもの IP電話用ゲートウェイ（BRI）の設置料金および保守費用		
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 IP電話用ゲートウェイ（BRI）の設置、レンタルおよび保守対応をします。 2 IP電話用ゲートウェイの提供開始日はIP電話用ゲートウェイを設置した日とします。最低利用期間は提供開始日を含む翌月の1日から起算して1年間とします。 3 最低利用期間内にレンタル契約の解除があった場合は、残余期間に対応するレンタル料金の額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払って頂きます。 4 当社は、当社の指定する自営端末設備の設置予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によってレンタルサービスの提供がされない場合はレンタル契約を解除することができます。 5 前（4）号の場合、第24条（料金の支払義務）第4項の規定にかかわらず、料金表4-3（IP電話用ゲートウェイのレンタル解除料金）に定める額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払っていただきます。 6 レンタル契約が終了した場合、契約者は、IP電話用ゲートウェイ（BRI）を当社に返還するものとします。なお、返還に要する費用は契約者の負担とします。また、レンタル契約終了後から返還が完了するまでの間にIP電話用ゲートウェイ（BRI）に故障等が発生した場合、IP電話用ゲートウェイ（BRI）の修理費用等は契約者の負担とします。 7 事由の如何を問わずレンタル契約が終了し、IP電話用ゲートウェイ（BRI）が30日以内に当社に返還されなかった場合、契約者は当社の請求に従い、料金表4-4（IP電話用ゲートウェイのレンタル機器未返還時の料金）に従って算定した額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払っていただきます。 		

第3-2 IP電話用ゲートウェイに係る料金（ANG）

種別	台数	料金額
レンタル料金	1台ごと	4,000円
レンタル料金に含まれるもの IP電話用ゲートウェイ（ANG）の設置料金および保守費用		

備考

- 1 IP電話用ゲートウェイ（ANG）の設置、レンタルおよび保守対応をします。
- 2 IP電話用ゲートウェイの提供開始日はIP電話用ゲートウェイを設置した日とします。最低利用期間は提供開始日を含む翌月の1日から起算して1年間とします。
- 3 最低利用期間内にレンタル契約の解除があった場合は、残余期間に対応するレンタル料金の額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払って頂きます。
- 4 当社は、当社の指定する自営端末設備の設置予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によってレンタルサービスの提供がされない場合はレンタル契約を解除することができます。
- 5 前（4）号の場合、第24条（料金の支払義務）第4項の規定にかかわらず、料金表4-3（IP電話用ゲートウェイのレンタル解除料金）に定める額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払っていただきます。
- 6 レンタル契約が終了した場合、契約者は、IP電話用ゲートウェイ（ANG）を当社に返還するものとします。なお、返還に要する費用は契約者の負担とします。また、レンタル契約終了後から返還が完了するまでの間にIP電話用ゲートウェイ（ANG）に故障等が発生した場合、IP電話用ゲートウェイ（ANG）の修理費用等は契約者の負担とします。
- 7 事由の如何を問わずレンタル契約が終了し、IP電話用ゲートウェイ（ANG）が30日以内に当社に返還されなかった場合、契約者は当社の請求に従い、料金表4-4（IP電話用ゲートウェイのレンタル機器未返還時の料金）に従って算定した額を、当社が定める支払期日までに、一括して支払っていただきます。

第4表 一時金

第4-1 本サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
本サービスの提供に係るもの	1利用契約ごと	1,000円
移転事務に係るもの	1利用契約ごと	3,000円
利用契約の申込みの取消に係るもの	1利用契約ごと	1,000円（課税対象外）
備考 この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		

第4-2 付加サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
追加チャネルサービスの提供開始に係るもの	1追加サービスごと	1,000円
追加番号サービスの提供開始に係るもの	1番号ごと	1,000円
追加番号任意発番通知サービスの提供開始に係るもの	1番号ごと	1,500円
国際接続規制の提供開始に係るもの	1変更工事ごと	1,500円
非通知着信拒否サービスの提供開始に係るもの	1契約回線および1利用回線ごと	1,000円
指定番号着信拒否サービスの提供開始に係るもの	1契約回線および1利用回線ごと	1,000円
迷惑電話拒否サービスの提供開始に係るもの	1契約回線および1利用回線ごと	1,000円

第4-2 QoSスイッチの購入代金

料金種別	単位	料金額
機器代金に係るもの	1台ごと	15,000円

第4-3 IP電話用ゲートウェイのレンタル解除料金

料金種別	単位	料金額
GW/BRIレンタルコース	IP電話用ゲートウェイ（BRI） 1台ごと	78,000円
GW/ANGレンタルコース	IP電話用ゲートウェイ（ANG） 1台ごと	48,000円

第4-4 IP電話用ゲートウェイのレンタル機器未返還時の料金

単位	GW/BRI	GW/ANG
未返還機器1台ごとに	150,000円	60,000円

第5表 ユニバーサルサービス料

第5-1 ユニバーサルサービス料

料金種別	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務の提供に係る 交付金及び負担金算定等規則に基 づく、総務省告示（平成18年総務 省告示第429号）により算定さ れ、電気通信事業法第110条第2項 に基づく所要の手続きによる認可 を受け定められた金額

料金表別表 本サービスに係る従量料金額

- 1 網内通信に係るもの
無料

- 2 国内通信に係るもの

区分	料金額
国内固定電話着信通信	3分までごとに7.5円

- 3 携帯電話着信通信に係るもの

区分	料金額
携帯電話着信通信	1分までごとに16円

- 4 PHS着信通信に係るもの

区分	料金額
市内通信、市外通話	60秒までごとに10円
上記通信料金のほかに1の通信ごと	10円

- 5 国際通信に係るもの（課税対象外）

以下の通信制限グループの通り、各国への通信を制限または中止します。

通信制限グループ1：通信の制限をしない国

通信制限グループ2：緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ3：土日祝日の前日 20 時～翌営業日の 8 時まで、および緊急時に取り扱いを制限または中止する国

通信制限グループ4：通信の取り扱いを中止する国

単位：円/1分までごと

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
アイスランド共和国	Iceland	31円	2
アイルランド	Ireland	20円	2
アゼルバイジャン共和国	Azerbaijan	64円	3
アゾレス諸島	Azores Islands	35円	2
アフガニスタン・イスラム共和国	Afghanistan	76円	4
アメリカ合衆国（アラスカおよびハワイを除きます。）	USA	8円	1
アラスカ	Alaska	8円	2
アラブ首長国連邦	United Arab	50円	2
アルジェリア民主人民共和国	Algeria	47円	3
アルゼンチン共和国	Argentina	32円	2
アルバ	Aruba	32円	4
アルメニア共和国	Armenia	64円	3
アンゴラ共和国	Angola	45円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
アンティグア・バーブーダ	Antigua	32円	4
アンドラ公国	Andorra	24円	4
イエメン共和国	Yemen Arab	84円	3
イスラエル国	Israel	30円	2
イタリア共和国	Italy	20円	1
イラク共和国	Iraq	84円	4
イラン・イスラム共和国	Iran	80円	2
インド	India	80円	1
インドネシア共和国	Indonesia	45円	1
ウガンダ共和国	Uganda	50円	3
ウクライナ	Ukraine	50円	3
ウズベキスタン共和国	Uzbekistan	64円	2
ウルグアイ東方共和国	Uruguay	32円	3
英領バージン諸島	British Virgin	40円	4
エクアドル共和国	Ecuador	32円	2
エジプト・アラブ共和国	Egypt	75円	2
エスワティニ王国	Eswatini	45円	4
エリトリア国	Eritrea	80円	3
エルサルバドル共和国	El Salvador	32円	2
オーストラリア連邦	Australia	20円	1
オーストリア共和国	Austria	30円	3
オマーン国	Oman	80円	2
オランダ王国	Netherlands	20円	2
オランダ領アンティール	Netherlands Antilles	32円	4
ガーナ共和国	Ghana	70円	2
カーボベルデ共和国	Cape Verde	75円	4
カザフスタン共和国	Kazakhstan	64円	4
カタール国	Qatar	84円	2
カナダ	Canada	8円	1
カナリア諸島	Canarias Islands	30円	3
ガボン共和国	Gabon	70円	2
カンボジア王国	Cambodia	48円	2
キプロス共和国	Cyprus	45円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
キューバ共和国	Cuba	100円	3
ギリシャ共和国	Greece	35円	2
キリバス共和国	Kiribati	70円	4
キルギス共和国	Kyrgyzstan	64円	2
グアテマラ共和国	Guatemala	32円	2
グアドループ島	Guadeloupe	32円	4
グアム	Guam	20円	1
クウェート国	Kuwait	80円	2
クック諸島	Cook Islands	70円	4
グリーンランド	Greenland	60円	4
クリスマス島	Christmas Islands	60円	4
グルジア	Georgia	64円	3
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	UK	20円	1
グレナダ	Grenada	32円	4
クロアチア共和国	Croatia	55円	3
ケイマン諸島	Cayman Island	32円	3
ケニア共和国	Kenya	75円	2
ココス・キーリング諸島	Cocos Island	60円	4
コスタリカ共和国	Costa Rica	32円	2
コロンビア共和国	Colombia	32円	2
サイパン	Saipan	30円	2
サウジアラビア王国	Saudi Arabia	80円	2
サモア独立国	Western Samoa	52円	2
サントメ・プリンシペ民主共和国	Sao Tome & Principe	100円	4
ザンビア共和国	Zambia	70円	2
サンピエール島・ミクロン島	St. Pierre & Miquelon	40円	4
ジブチ共和国	Djibouti	71円	3
ジブラルタル	Gibraltar	47円	2
ジャマイカ	Jamaica	32円	3
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab	84円	4
シンガポール共和国	Singapore	20円	1
シント・マールテン	Sint Maarten	32円	4
ジンバブエ共和国	Zimbabwe	70円	3

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
スイス連邦	Switzerland	23円	2
スウェーデン王国	Sweden	20円	2
スーダン共和国	Sudan	71円	3
スペイン	Spain	30円	3
スペイン領北アフリカ	North Africa	30円	3
スリナム共和国	Suriname	80円	4
スリランカ民主社会主義共和国	Sri Lanka	75円	2
スロバキア共和国	Slovak Republic	45円	2
スロベニア共和国	Slovenia	47円	3
赤道ギニア共和国	Equatorial Guinea	72円	3
セネガル共和国	Senegal	80円	4
セントクリストファー・ネイビス	St.Christopher&Nevis	80円	4
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	St.Vincent&Grenadines	32円	4
タークスおよびカイコス諸島	Turks&Caicos	32円	4
タイ王国	Thailand	45円	1
大韓民国	Korea	20円	1
台湾	Taiwan	30円	1
タジキスタン共和国	Tajikistan	60円	2
タンザニア連合共和国	Tanzania	80円	2
チェコ共和国	Czech Republic	45円	2
チャド共和国	Chad	72円	4
中央アフリカ共和国	Central African	72円	4
中華人民共和国	China	30円	1
チュニジア共和国	Tunisia	70円	3
朝鮮民主主義人民共和国	Korea, North	90円	2
チリ共和国	Chile	32円	3
ツバル	Tuvalu	70円	3
デンマーク王国	Denmark	30円	2
ドイツ連邦共和国	Germany	20円	1
ドミニカ共和国	Dominican Republic	32円	4
トリニダード・トバゴ共和国	Trinidad & Tobago	32円	2
トルクメニスタン	Turkmenistan	64円	3
トルコ共和国	Turkey	45円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
トンガ王国	Tonga	52円	4
ナイジェリア連邦共和国	Nigeria	80円	4
ナウル共和国	Nauru	70円	4
ナミビア共和国	Namibia	72円	4
ニウエ	Niue	80円	4
ニカラグア共和国	Nicaragua	32円	2
ニューカレドニア	New Caledonia	52円	2
ニュージーランド	New Zealand	25円	2
ネパール	Nepal	76円	2
ノーフォーク島	Norfolk Island	60円	4
ノルウェー王国	Norway	20円	2
バーレーン王国	Bahrain	80円	2
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan	70円	2
バチカン市国	Vatican	20円	1
パナマ共和国	Panama	32円	2
バヌアツ共和国	Vanuatu	80円	3
バハマ国	Bahamas	32円	4
パプアニューギニア独立国	Papua New Guinea	70円	3
バミューダ諸島	Bermuda	32円	3
パラオ共和国	Palau	70円	2
パラグアイ共和国	Paraguay	60円	3
バルバドス	Barbados	32円	4
パレスチナ	Palestine	30円	2
ハワイ	Hawaii	8円	1
ハンガリー共和国	Hungary	35円	2
バングラデシュ人民共和国	Bangladesh	70円	2
フィジー共和国	Fiji Island	50円	2
フィリピン共和国	Philippines	30円	1
フィンランド共和国	Finland	23円	2
ブータン王国	Bhutan	70円	2
プエルトリコ	Puerto Rico	40円	2
フェロー諸島	Faeroes	48円	4
フォークランド諸島	Falkland Islands	70円	4

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限グループ
ブラジル連邦共和国	Brazil	30円	2
フランス共和国	France	20円	1
フランス領ギアナ	French Guiana	32円	4
フランス領ポリネシア	French Poly	50円	2
ブルガリア共和国	Bulgaria	55円	3
ブルキナファソ	Burkina Faso	80円	3
ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei	48円	2
米領サモア	American Samoa	50円	4
米領バージン諸島	American Virgin	20円	2
ベトナム社会主義共和国	Vietnam	48円	1
ベナン共和国	Benin	80円	4
ベネズエラ・ボリバル共和国	Venezuela	32円	3
ベラルーシ共和国	Belarus	64円	3
ベリーズ	Belize	32円	2
ペルー共和国	Peru	32円	2
ベルギー王国	Belgium	20円	2
ポーランド共和国	Poland	40円	3
ボツワナ共和国	Botswana	72円	2
ボリビア共和国	Bolivia	32円	2
ポルトガル共和国	Portugal	35円	2
香港	Hong Kong	20円	1
ホンジュラス共和国	Honduras	70円	2
マーシャル諸島共和国	Marshall Islands	52円	3
マイヨット島	Mayotte	72円	4
マカオ	Macau	30円	2
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	Macedonia	64円	3
マダガスカル共和国	Madagascar	72円	3
マディラ諸島	Madeira Islands	35円	2
マラウイ共和国	Malawi	71円	2
マルタ共和国	Malta	48円	2
マルチニーク島	Martinique	32円	4
マレーシア	Malaysia	30円	1
ミクロネシア連邦	Micronesia	52円	2

地域	地域（英文表記）	料金	通信制限 グループ
南アフリカ共和国	South Africa	72円	2
ミャンマー連邦	Myanmar	48円	2
メキシコ合衆国	Mexico	35円	2
モーリシャス共和国	Mauritius	70円	2
モザンビーク共和国	Mozambique	80円	3
モナコ公国	Monaco	24円	3
モルディヴ共和国	Maldives	72円	3
モロッコ王国	Morocco	70円	3
モンゴル国	Mongolia	48円	2
モンセラット	Montserrat	80円	4
ヨルダン・ハシミテ王国	Jordan	79円	2
ラオス人民民主共和国	Laos	48円	2
リビア国	Libya	70円	4
ルーマニア	Romania	60円	2
ルクセンブルク大公国	Luxembourg	35円	2
ルワンダ共和国	Rwanda	72円	3
レソト王国	Lesotho	70円	3
レバノン共和国	Lebanon	80円	2
レユニオン	Reunion Island	70円	4
ロシア連邦	Russia	45円	2
インマルサット-F/BGAN	Inmarsat-F/BGAN	209円	2

附 則

(実施期日)

1 本規約は、平成18年3月1日から有効となります。

(契約に関する経過措置)

2 本規約の実施に際して、現に株式会社USENが旧規約により提供している下表の左欄のサービスは、本規約の実施の日において、本規約および料金表に規定するコースに応じて、下表の右欄のサービスに移行したものとします。

050Phoneサービス・コース1	050Phoneサービス・コース1
-------------------	-------------------

(付加サービスに関する経過措置)

3 本規約の実施に際して、現に株式会社USENが旧規約の規定により提供している付加サービスは、本規約の実施の日において、附則(契約に関する経過措置)の規定により、それぞれ本規約の規定により当社が提供する付加サービスに移行したものとします。

(最低利用期間に関する経過措置)

4 本規約の実施に際して、現に株式会社USENの旧規約の規定により締結している050Phoneサービスの最低利用期間の期間を起算する日については、本規約実施の日において、それぞれ本規約の規定により当社が締結した利用契約の最低利用期間の期間を起算する日として取り扱います。

(料金等の支払に関する経過措置)

5 本規約の実施前に支払、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

6 本規約の実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

(手続きに関する経過措置)

7 本規約の実施前に、旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、本規約中にこれに相当する規定があるときは、本規約の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年12月1日から有効となります。

(着信転送サービスの料金改定)

2 平成18年12月1日から着信転送サービスの料金を改定します。

(付加サービスの変更)

3 第2表 第2-1 付加サービス利用料の文言を変更します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年1月1日から有効となります。

(用語の定義)

2 平成19年1月1日から対応するBフレッツ・アクセスの定義を変更します。

(ユニバーサルサービス料の設定)

3 平成19年1月1日からユニバーサルサービス料を設定します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年5月1日から有効となります。

(料金表別表 IP電話サービスに係る従量料金額)

ユーゴスラビア連邦共和国がセルビア共和国とモンテネグロ共和国に分離しました。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年6月1日から有効となります。

(用語の定義)

2 「オフィスサービス」および「Bフレッツ・アクセス」の定義を改訂しました。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年8月1日から有効となります。

(用語の定義)

2 「フレッツ・アクセス」を定義しました。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年10月1日から有効となります。

(用語の定義)

2 「オフィスサービス」からサービス提供終了となったコース1を削除しました。

(協定事業者)

3 平成19年10月1日で株式会社メディアと当社は合併しました。このため、「協定事業者」の定義および以下の関連事項を削除しました。

第36条 (協定事業者による電気通信サービスの提供)

第37条 (協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

別記1

また、協定事業者が提供していたサービスを当社のサービスに改訂しました。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年1月1日から有効となります。

(料金表 第4-1 ユニバーサルサービス料)

2 料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年6月1日から有効となります。

(利用契約申込みの承諾)

第10条 6項に反社会的勢力に対する文言を追加しました。

(当社が行う利用契約の解除)

第14条 3項に反社会的勢力に対する文言を追加しました。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年9月1日から有効となります。

平成20年9月1日より新コーポレートスローガンの導入より

会社ロゴマークを改訂しました。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年1月1日から有効となります。

(料金表別表 本サービスに係る従量料金額)

2 2009年1月1日より、インマルサット社のインマルサット衛星通信サービスの海域番号(=国番号)が「870」に統一されました。これに伴い料金表を修正しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から有効となります。
(料金表 第4-1 ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年8月1日から有効となります。
(料金の再請求)
- 2 第27条 料金の再請求に関する条文を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年5月1日から有効となります。
(IP電話用ゲートウェイのレンタル)
- 2 第18条 IP電話用ゲートウェイに関する条文を追加しました。
(料金の支払義務)
- 3 第24条 (料金の支払義務) 第4項へIP電話用ゲートウェイのレンタル料に関わる文言を追加しました。
(料金表 第3表 IP電話用ゲートウェイに係る料金)
- 4 IP電話用ゲートウェイに係る料金額を追加しました。
(料金表 第4表 IP電話用ゲートウェイレンタル機器の未返還時の料金)
- 5 IP電話用ゲートウェイレンタル機器未返還時の料金を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年6月1日から有効となります。
(付加サービス)
- 2 平成22年6月1日より留守番電話サービスの新規受付を中止しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から有効となります。
(料金表 第5-1 ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年3月1日から有効となります。
(付加サービス)
- 2 平成23年2月28日に留守番電話サービスを終了しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から有効となります。
(ブランド変更)
- 2 BROAD-GATE 02からUCOM光へブランド変更を行いました。それに伴い、関連する文言を変更しました。
(IP電話用ゲートウェイ)
- 3 IP電話用ゲートウェイの名称を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から有効となります。
(料金表 第5-1 ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月23日から有効となります。
(料金表別表 5 国際通信に係るもの)
- 2 地域と料金額について以下を追加しました。
シント・マールテン、南スーダン共和国

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から有効となります。
(料金表 第5-1 ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。
(用語の定義)
- 3 電話網に関する文言を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から有効となります。
(付加サービス)
- 2 料金表 第2表 付加サービス料金表に記載の指定番号着信拒否/許可サービス内容を変更しました。それに伴い、指定番号着信拒否/許可サービスの名称を変更しました。
- 3 前号に伴い、料金表 第4表 一時金の文言を変更しました。
(反社会的勢力に関する文言)
- 4 第10条(利用契約申込みの承諾)第3項(6)号の文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から有効となります。
(料金表)
- 2 料金表から税込価格を削除しました。これに伴い、料金表通則(消費税相当額の加算)の文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から有効となります。
(新規受付の中止)
- 2 本サービスは、平成26年10月1日で新規受付を中止しました。それに伴い、本規約に定める内容が適用されるのは、平成26年9月30日以前に本規約に基づき、利用契約を締結している契約者に限ります。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から有効となります。
(料金表 第5-1 ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年5月15日から有効となります。
(用語の定義)
- 2 第3条へ光アクセス(N)を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年2月1日から有効となります。
(電話番号案内)
- 2 本サービスにおいて電話番号案内は利用できないため、第7条(サービスの種類)サービスの種類から削除しました。
- 3 電話番号案内に係る料金額を料金表から削除しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から有効となります。
(料金表 第5-1 ユニバーサルサービス料)
- 2 料金額の表記を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月1日から有効となります。
(利用の制限)
- 2 料金表 第1-2 本サービス 備考9 本サービスの利用の制限 ③を変更しました。
(料金表別表)
- 3 料金表別表 第5項「国際通信に係るもの」を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月16日から有効となります。
(料金表別表)
- 2 インマルサットを使用した移動衛星通信サービスとの接続が一部終了したことにより、料金表を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年10月15日から有効となります。
(料金表別表 第5項「国際通信に係るもの」)
- 2 スワジランド王国の地域名をエスワティニ王国に変更しました。